

使用する契約の様式

工事

様式		前払の種類	選択条件
契約書 様式【1－	1】	中間前払を選択した場合	請負代金が4,000万円以上である。(建築一式工事においては8千万円)
	2】	部分前払を選択した場合	
契約書 様式【2－	1】	中間前払を選択した場合	請負代金が4,000万円未満である。(建築一式工事においては8千万円)
	2】	部分前払を選択した場合	
契約書 様式【3】		前払無し	請負代金が130万円未満である。
契約書 様式【4－	1】	中間前払を選択した場合	『仮契約書』 予定価格5,000万円以上の工事で議会の議決に付さなければならない契約の場合 【地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定】
	2】	部分前払を選択した場合	

※ 様式【1－、【2－、【4－について契約前に業者から中間前金払いと部分払いの選択に係る届出書を提出してもらい、様式を選択すること。

業務

様式		前払の有無	選択条件
契約書 様式【11－	1】	前払い 無し	現場調査業務を含まない業務の場合(作業現場無し)
	2】	前払い 有り	
契約書 様式【12－	1】	前払い 無し	現場調査を必要とする業務の場合(作業現場有り)
	2】	前払い 有り	
契約書 様式【13－	1】	前払い 無し(部分払いのみ)	『工事監理業務』
	2】	前払い 無し(部分払いのみ)	『建築工事監理業務』
契約書 様式【14】		前払い 無し(部分払いのみ)	『設計意図伝達業務』
契約書 様式【15－	1】	前払い 無し	『建築設計業務』 第7条～第11条について、条文(A)を適用する。
	2】	前払い 有り	

前払いに関しては、原則として東北町財務規則第87条による。

※130万円以上の請負契約(委託契約)である場合に限り請求することができる。

建設工事請負契約書

収入
印紙

工事番号 第 ー ー 号

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯
- 5 引渡し時期 検査に合格した旨の通知を受けた日から 7 日以内
- 6 請負代金額 ¥. _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥. _____)
- 7 契約保証金 ¥. _____
- 8 建設発生土の搬出先等
- 9 特定建設資材に係る分別解体等
(1) 分別解体等の方法
(2) 請負代金額のうち解体工事に要する費用 ¥. _____
(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
(4) 請負代金額のうち再資源化等に要する費用 ¥. _____
- 10 住宅建設瑕疵担保責任保険^{かし}
(1) 保険法人の名称
(2) 保険金額 ¥. _____
(3) 保険期間
- 11 その他
1 中間前金払選択
2 第 3 7 条の規定は適用しない。ただし、継続費又は債務負担行為に係る各年度末の部分払及び繰越に係る工事における年度末の部分払についてはこの限りでない。

上記の工事について、発注者と受注者は、別紙の条項（ただし、第 3 条(A)(B)、第 4 条(B)、第 2 4 条(A)、第 2 5 条第 3 項中（内訳書及び）、第 2 9 条第 5 項中（内訳書に基づき）、第 3 7 条第 8 項(a)、第 3 8 条第 3 項(a)、第 4 0 条(B)、第 4 3 条、第 4 6 条(B)(C)、第 5 5 条第 1 項中（中央）

を除く。）によって請負契約を締結した。
この契約の成立を証するため、この契約書を 2 通作成し、発注者及び受注者が記名押印し、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者

印

受注者 住所

氏名

印

建設工事請負契約書

収入
印紙

工事番号 第 ー ー 号

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯
- 5 引渡しの時期 検査に合格した旨の通知を受けた日から 7 日以内
- 6 請負代金額 ¥. _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥. _____)
- 7 契約保証金 ¥. _____
- 8 建設発生土の搬出先等
- 9 特定建設資材に係る分別解体等
(1) 分別解体等の方法
(2) 請負代金額のうち解体工事に要する費用 ¥. _____
(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
(4) 請負代金額のうち再資源化等に要する費用 ¥. _____
- 10 住宅建設瑕疵^{かし}担保責任保険
(1) 保険法人の名称
(2) 保険金額 ¥. _____
(3) 保険期間
- 11 その他
1 部分払選択
2 第 3 4 条第 4 項から第 7 項までの規定は適用しない。

上記の工事について、発注者と受注者は、別紙の条項（ただし、第 3 条(A)(B)、第 4 条(B)、第 2 4 条(A)、第 2 5 条第 3 項中（内訳書及び）、第 2 9 条第 5 項中（内訳書に基づき）、第 3 7 条第 8 項(a)、第 3 8 条第 3 項(a)、第 4 0 条(B)、第 4 3 条、第 4 6 条(B)(C)、第 5 5 条第 1 項中（中央）

を除く。）によって請負契約を締結した。
この契約の成立を証するため、この契約書を 2 通作成し、発注者及び受注者が記名押印し、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者

印

受注者 住所

氏名

印

建設工事請負契約書

収入
印紙

工事番号 第 ー ー 号

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯
- 5 引渡し時期 検査に合格した旨の通知を受けた日から7日以内
- 6 請負代金額 ¥. _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥. _____)
- 7 契約保証金 ¥. _____
- 8 建設発生土の搬出先等
- 9 特定建設資材に係る分別解体等
(1) 分別解体等の方法
(2) 請負代金額のうち解体工事に要する費用 ¥. _____
(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
(4) 請負代金額のうち再資源化等に要する費用 ¥. _____
- 10 住宅建設瑕疵担保責任保険^{かし}
(1) 保険法人の名称
(2) 保険金額 ¥. _____
(3) 保険期間
- 11 その他
1 中間前金払選択
2 第37条の規定は適用しない。ただし、継続費又は債務負担行為に係る各年度末の部分払及び繰越に係る工事における年度末の部分払についてはこの限りでない。

上記の工事について、発注者と受注者は、別紙の条項（ただし、第3条(A)(B)、第4条(B)、第10条第1項第2号中（専任の）、第24条(A)、第25条第3項中（内訳書及び）、第29条第5項中（内訳書に基づき）、第37条第8項(a)、第38条第3項(a)、第40条(B)、第43条、第46条(B)(C)、第55条第1項中（中央）

を除く。）によって請負契約を締結した。
この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者

印

受注者 住所

氏名

印

建設工事請負契約書

収入
印紙

工事番号 第 ー ー 号

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯
- 5 引渡し時期 検査に合格した旨の通知を受けた日から7日以内
- 6 請負代金額 ¥. _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥. _____)
- 7 契約保証金 ¥. _____
- 8 建設発生土の搬出先等
- 9 特定建設資材に係る分別解体等
(1) 分別解体等の方法
(2) 請負代金額のうち解体工事に要する費用 ¥. _____
(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
(4) 請負代金額のうち再資源化等に要する費用 ¥. _____
- 10 住宅建設瑕疵^{かし}担保責任保険
(1) 保険法人の名称
(2) 保険金額 ¥. _____
(3) 保険期間
- 11 その他
1 部分払選択
2 第34条第4項から第7項までの規定は適用しない。

上記の工事について、発注者と受注者は、別紙の条項（ただし、第3条(A)(B)、第4条(B)、第10条第1項第2号中（専任の）、第24条(A)、第25条第3項中（内訳書及び）、第29条第5項中（内訳書に基づき）、第37条第8項(a)、第38条第3項(a)、第40条(B)、第43条、第46条(B)(C)、第55条第1項中（中央）

を除く。）によって請負契約を締結した。
この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者

印

受注者 住所

氏名

印

建設工事請負契約書

収入
印紙

工事番号 第 一 一 号

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 工事を施工しない日
 工事を施工しない時間帯
- 5 引渡しの時期 検査に合格した旨の通知を受けた日から 7 日以内
- 6 請負代金額 ¥. _____
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥. _____)
- 7 契約保証金 ¥. _____
- 8 建設発生土の搬出先等
- 9 特定建設資材に係る分別解体等
 (1) 分別解体等の方法
- (2) 請負代金額のうち解体工事に要する費用 ¥. _____
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち再資源化等に要する費用 ¥. _____
- 10 住宅建設瑕疵担保責任保険^{かし}
 (1) 保険法人の名称
- (2) 保険金額 ¥. _____
- (3) 保険期間
- 11 その他

上記の工事について、発注者と受注者は、別紙の条項（ただし、第 3 条(A)(B)、第 4 条(B)、第 1 0 条第 1 項第 2 号中（専任の）、第 2 4 条(A)、第 2 5 条第 3 項中（内訳書及び）、第 2 9 条第 5 項中（内訳書に基づき）、第 3 4 条、第 3 5 条、第 3 6 条、第 3 7 条第 8 項(a)、第 3 8 条第 3 項(a)、第 4 0 条(B)、第 4 3 条、第 4 6 条(B)(C)、第 5 5 条第 1 項中（中央）を除く。）によって請負契約を締結した。
この契約の成立を証するため、この契約書を 2 通作成し、発注者及び受注者が記名押印し、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者

印

受注者 住所

氏名

印

建設工事請負仮契約書

収入
印紙

工事番号第 ー ー 号

1 工事名

2 工事場所

3 工期令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4 工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯

5 引渡しの時期検査に合格した旨の通知を受けた日から 7 日以内

6 請負代金額¥.
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥.)

7 契約保証金¥.

8 建設発生土の搬出先等

9 特定建設資材に係る分別解体等
(1) 分別解体等の方法
(2) 請負代金額のうち解体工事に要する費用 ¥.
(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
(4) 請負代金額のうち再資源化等に要する費用 ¥.

10 住宅建設瑕疵担保責任保険^{かし}
(1) 保険法人の名称
(2) 保険金額 ¥.
(3) 保険期間

11 その他
1 中間前金払選択
2 第 3 7 条の規定は適用しない。ただし、継続費又は債務負担行為に係る各年度末の部分払及び繰越に係る工事における年度末の部分払についてはこの限りでない。

上記の工事について、発注者と受注者は、次のとおり仮契約を締結した。
(工事請負の予約)

第 1 条 発注者及び受注者は、上記の工事の請負について、別紙の条項（ただし、
第 3 条(A)(B)、第 4 条(B)、第 2 4 条(A)、第 2 5 条第 3 項中（内訳書及び）、第 2 9 条第 5 項中（内訳書に基づき）、第 3 7 条第 8 項(a)、第 3 8 条第 3 項(a)、第 4 0 条(B)、第 4 3 条、第 4 6 条(B)(C)、第 5 5 条第 1 項中（中央）
を除く。）に定める内容の契約を締結することを予約した。
(本契約の成立)

第 2 条 発注者は、前条の工事の請負に係る契約の締結について東北町議会の議決を経た場合は、本契約を
成立させる旨の意思表示をするものとし、その意思表示により、別紙条項を内容とする本契約は、
締結されたものとする。
(協議事項)

第 3 条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定め
るものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書を 2 通作成し、発注者及び受注者が記名押印し、各自その 1 通
を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者

印

受注者 住所

氏名

印

建設工事請負仮契約書

収入
印紙

工事番号第 ー ー 号

1 工事名

2 工事場所

3 工期令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4 工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯

5 引渡しの時期検査に合格した旨の通知を受けた日から 7 日以内

6 請負代金額¥.
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥.)

7 契約保証金¥.

8 建設発生土の搬出先等

9 特定建設資材に係る分別解体等
(1) 分別解体等の方法
(2) 請負代金額のうち解体工事に要する費用 ¥.
(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
(4) 請負代金額のうち再資源化等に要する費用 ¥.

10 住宅建設瑕疵担保責任保険
(1) 保険法人の名称
(2) 保険金額 ¥.
(3) 保険期間

11 その他
1 部分払選択
2 第 3 4 条第 4 項から第 7 項までの規定は適用しない。

上記の工事について、発注者と受注者は、次のとおり仮契約を締結した。
(工事請負の予約)

第 1 条 発注者及び受注者は、上記の工事の請負について、別紙の条項（ただし、
第 3 条(A)(B)、第 4 条(B)、第 2 4 条(A)、第 2 5 条第 3 項中（内訳書及び）、第 2 9 条第 5 項
中（内訳書に基づき）、第 3 7 条第 8 項(a)、第 3 8 条第 3 項(a)、第 4 0 条(B)、第 4 3 条、第
4 6 条(B)(C)、第 5 5 条第 1 項中（中央）
を除く。）に定める内容の契約を締結することを予約した。
(本契約の成立)

第 2 条 発注者は、前条の工事の請負に係る契約の締結について東北町議会の議決を経た場合は、本契約を
成立させる旨の意思表示をするものとし、その意思表示により、別紙条項を内容とする本契約は、
締結されたものとする。

(協議事項)
第 3 条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定め
るものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書を 2 通作成し、発注者及び受注者が記名押印し、各自その 1 通
を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者

印

受注者

住所

氏名

印

建設関連業務委託契約書

業務番号 第 ー ー 号

1. 業務名

2. 業務場所 地内

3. 履行期限 令和 年 月 日

4. 委託料 ￥ -

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

￥ -

5. 契約保証金 ￥ -

6. その他

上記の業務 以下 委託業務」という。)について、発注者と受注者は、別紙の条項 ただし、
第8条の2 A)、第20条(A)、第27条、第28条(A)、第29条(A)、第30条、第31条 A)、第35条、第36条、
第37条、第45条 B)、第51条(A)
を除く。)によって委託契約を締結した。
この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 東北町長 ○ ○ ○ ○

印

受注者 住 所
氏 名

建設関連業務委託契約書

業務番号 第 ー ー 号

1. 業務名

2. 業務場所 地内

3. 履行期限 令和 年 月 日

4. 委託料 ￥ -

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

￥ -

5. 契約保証金 ￥ -

6. その他

上記の業務（以下「委託業務」という。）について、発注者と受注者は、別紙の条項（ただし、第8条の2（A）、第20条（A）、第27条、第28条（A）、第29条（A）、第30条、第31条（A）第45条（B）、第51条（A）を除く。）によって委託契約を締結した。
この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 東北町長 ○ ○ ○ ○

印

受注者 住 所
氏 名

印

建設関連業務委託契約書

業務番号 第 ー ー 号

1. 業務名

2. 業務場所 地内

3. 履行期限 令和 年 月 日

4. 委託料 ￥ -

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

￥ -

5. 契約保証金 ￥ -

6. その他

上記の業務（以下「委託業務」という。）について、発注者と受注者は、別紙の条項（ただし、第8条の2（A）、第20条（B）、第28条（B）、第29条（B）、第31条（B）、第35条、第36条、第37条、第45条（B）、第51条（B）を除く。）によって委託契約を締結した。
この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 東北町長 ○ ○ ○ ○

印

受注者 住 所
氏 名

建設関連業務委託契約書

業務番号 第 — — 号

1. 業務名

2. 業務場所 地内

3. 履行期限 令和 年 月 日

4. 委託料 ￥ —

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

￥ —

5. 契約保証金 ￥ —

6. その他

上記の業務（以下「委託業務」という。）について、発注者と受注者は、別紙の条項（ただし、第8条の2 A）、第20条 B）、第28条 B）、第29条 B）、第31条 B）、第45条 B）、第51条 B）を除く。）によって委託契約を締結した。
この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者

東北町長 ○ ○ ○ ○

印

受注者

住 所

氏 名

工事監理業務委託契約書

業 務 番 号 第 一 一 号

1. 業 務 名

2. 業 務 場 所 地内

3. 履 行 期 限 令和 年 月 日

4. 委託料 ￥ -

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

¥ —

5. 契約保証金 ￥ -

6. その他

上記の業務 以下「委託業務」という。)について、発注者と受注者は、別紙の条項 ただし、第35条(B)

を除く。)によって委託契約を締結した。

この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 東北町長 ○ ○ ○ ○

印

受注者 住 所

氏 名

業 務 番 号 第 一 一 号

2. 業 務 場 所 地内

4. 委託料 5

¥ —

5. 契約保証金 ￥ -

6. 建築士法第22条の3の3に定める記載事項 別紙のとおり

上記の業務 以下「委託業務」という。)について、発注者と受注者は、別紙の条項 ただし、第35条(B)

この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

発注者 東北町長 ○ ○ ○ ○

印

受注者 住 所
氏 名

業 務 番 号 第 一 一 号

2. 業 務 場 所 地内

4. 委託料 5

¥ —

5. 契約保証金 ￥ -

7. その他

を除く。)によって委託契約を締結した。

この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 東北町長 ○ ○ ○ ○

印

受注者 住 所

氏 名

建築設計業務委託契約書

業 務 番 号 第 — — 号

1. 業 務 名

2. 履 行 期 限 令和 年 月 日

3. 委 託 料 ￥ —

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

 ￥ —

4. 契 約 保 証 金 ￥ —

5. 建築士法第22条の3の3に定める記載事項 別紙のとおり

6. その他

第7条～第11条について、条文 (A) を適用する。

上記の業務（以下「委託業務」という。）について、発注者と受注者は、別紙の条項（ただし、第34条、第35条、第36条、第45条（B）を除く。）によって委託契約を締結した。

この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者

東北町長 ○ ○ ○ ○

印

受注者

住 所

氏 名

印

建築設計業務委託契約書

業 務 番 号 第 — — 号

1. 業 務 名

2. 履 行 期 限 令和 年 月 日

3. 委 託 料 ￥ —

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

￥ —

4. 契 約 保 証 金 ￥ —

5. 建築士法第22条の3の3に定める記載事項 別紙のとおり

6. その他

第7条～第11条について、条文 (A) を適用する。

上記の業務（以下「委託業務」という。）について、発注者と受注者は、別紙の条項（ただし、第45条(B)を除く。）によって委託契約を締結した。

この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者

東北町長 ○ ○ ○ ○

印

受注者

住 所

氏 名

印